

第三セクター等に関する指針

令和 2(2020)年 1 月策定
令和 6(2024)年 3 月改正



柏崎市

目次

1 指針策定の目的	1
<hr/>	
2 第三セクター等の状況	2
<hr/>	
1 第三セクター等とは.....	2
2 全国の状況.....	2
3 国の指針.....	3
4 柏崎市の第三セクター等.....	4
3 市の基本的な考え方	5
<hr/>	
1 事業そのものの意義の確認.....	5
2 採算性の判断.....	5
3 適切な事業手法の選択.....	5
4 市の関与の在り方の検討	6
<hr/>	
1 人的関与の在り方.....	6
2 財政的関与の在り方.....	6
3 その他.....	7
5 第三セクター等が行うべき取組	8
<hr/>	
6 第三セクター等の経営健全化	9
<hr/>	
1 経営健全化方針の策定と進捗管理.....	9
2 その他.....	10
7 今後の方針	16
<hr/>	

1 指針策定の目的

柏崎市において第三セクター等は、市民ニーズの多様化への対応、市民サービスの向上、地域振興などを目的に設立され、行政を補完・代替・支援する組織として行政と密接に連携しながら、重要かつ多様な役割を担ってきました。

しかしながら、規制緩和の進展、NPO等の市民活動の拡大による公的サービスの担い手の拡充、さらにはPFI・市場化テスト・指定管理者制度等の制度整備により官民連携の門戸が開放され、第三セクター等を取り巻く環境は大幅に変化してきています。

さらには、地方財政健全化法及び地方公会計制度により、地方公共団体は、地方公営企業や第三セクター、公社なども含めた連結ベースでの自治体財政状況の公表が義務付けられ、安定的な経営が求められているところです。

こうした中、第三セクターについては、民間事業者との競合に勝ち残るため、社会情勢の変化や市民ニーズに応じたサービスが提供できるような組織体制や運営事業を整えるとともに、経営体質を強化していく必要に迫られているところでもあります。

一方、地方自治体にとっても、より簡素で効率的な市政運営を目指し、更なる行政改革を進めるため、第三セクターの必要性等を考慮し、今後の在り方を含めて効率的で効果的な運営を促進していく必要があります。

これまでも柏崎市では、第三次行政改革大綱において「第三セクター、公社の見直し」を掲げて以降、継続的に率先的な取組を行ってきたところですが、国からも「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」（平成26年8月5日付け総財公第102号）、「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」（平成30年2月20日付け総財公第26号）等が示され、各地方公共団体における第三セクター等の抜本的な改革を含む経営健全化の取り組みが求められているところです。

本指針は、第三セクターを取り巻く環境が大幅に変化している状況を踏まえ、柏崎市の第三セクター等に対する基本的な方針及び今後の在り方の方向性を示すとともに、行政運営の健全化・効率化を目指し、策定するものです。

2 第三セクター等の状況

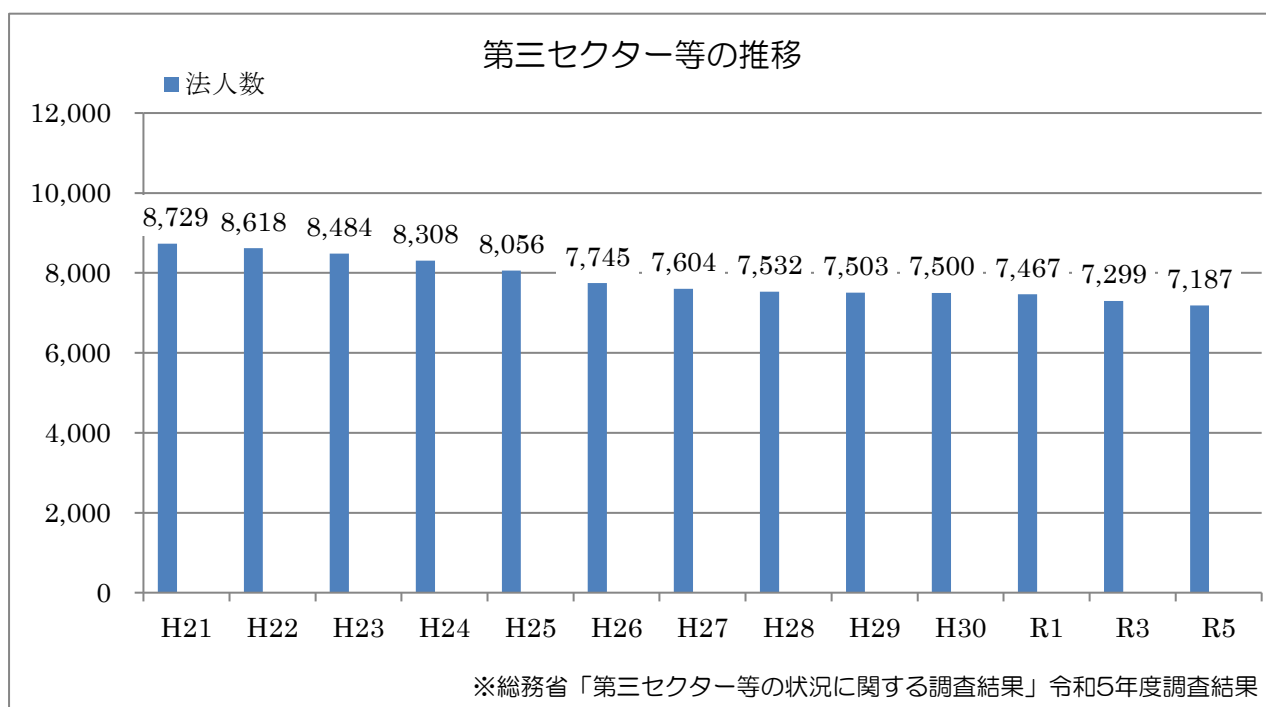
1 第三セクター等とは

この指針の内容は、以下に該当する法人及び地方公社（以下「第三セクター等」という。）を対象とします。

- ▶ 一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。以下「一般社団法人等」という。）又は会社法の規定に基づいて設立された株式会社等のうち、市が基本財産又は資本金の25パーセント以上を出資している法人
- ▶ 一般社団法人等又は会社法法人のうち、市が基本財産又は資本金の25パーセント未満を出資している法人で、かつ、継続的に人的又は財政的な支援を行っている法人
- ▶ 特別法に基づく地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。）

2 全国の状況

令和5（2023）年3月31日現在、第三セクター等の数は、7,187法人（社団・財団法人（特例民法法人を含む。）3,065法人、会社法法人3,311法人、地方三公社651法人、地方独立行政法人160法人）であり、年々減少傾向にあります。



▶▶ 3 国の指針

第三セクター等に関する取組は、平成21(2009)年度から平成25(2013)年度までの間に、存廃を含めた第三セクター等の抜本的改革への集中的かつ積極的な取組が推進され、全国的に相当の効果を上げました。

平成26(2014)年度以降においても、第三セクター等について、自らの判断と責任による効率化・経営健全化に取り組むこととしており、平成26(2014)年に「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」が策定され、地方公共団体の徹底した取組が要請されています。

「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」の概要

第三セクター等の経営改革等に関する新たなガイドラインとして策定され、第三セクター等の経営健全化と適切な活用による地域の元気創造の両立を地方公共団体に要請している。

❖ 第1 基本的な考え

- 効率化・経営健全化と地域活性化等に資する有意義な活用の両立に取り組むことを地方公共団体に要請

❖ 第2 地方公共団体の第三セクター等への関与

- 経営状況等の把握、監査、評価
- 議会への説明と住民への情報公開
- 経営責任の明確化と徹底した効率化等
- 公的支援（財政支援）の考え方

❖ 第3 第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化

- 第三セクター等の経営健全化についての役割分担
- 抜本的改革を含む経営健全化
- 債務調整を伴う処理策

❖ 第4 第三セクター等の設立

- 第三セクター等以外の事業手法も含めて具体的な比較を行い、事業を行うために最も適切な手法・法人形態等を選択し、実施体制を構築することが必要。

❖ 第5 第三セクター等の活用

- 地方公共団体の区域を超えた活動
- 民間企業の立地が期待できない地域における事業実施
- 公共性、公益性が高い事業の効率的な実施

▶▶ 4 柏崎市の第三セクター等

令和6（2024）年3月1日現在の柏崎市における第三セクター等について、市の出資額による地方自治法（昭和22年法律第67号）等の規定による関与の割合や取扱いの違いを以下に示します。

▶ 市の出資等比率が50%以上の法人

No.	法人種別	法人名	出資等総額 (千円)	市出資等額 (千円)	出資等比率
1	公益財団法人	柏崎地域国際化協会	100,000	100,000	100.0%
2	公益財団法人	かしわざき振興財団	33,000	31,500	95.45%
3	株式会社	柏崎あい・あーるエナジー	30,000	20,300	67.67%
4	株式会社	じょんのび村協会	61,050	33,300	54.55%

- * 地方公共団体の首長によるチェック対象**
地方自治法第221条第3項（同法施行令第152条）により、地方公共団体の首長は、出資割合が50%以上の法人に対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずるように求めることができます。
- 議会によるチェック対象**
地方自治法第243条の3第2項（同法施行令第173条）により、地方公共団体の首長は、出資割合が50%以上の法人に対して、毎事業年度、経営状況を説明する書類を作成し、議会に報告しなければならないとされています。
- 地方公会計制度での連結対象**
平成19（2017）年10月17日、総務省から「新地方公会計制度実務研究会報告書」が公表され、地方公共団体の出資比率が50%以上の法人は全て連結対象とすることになりました。

▶ 市の出資等比率が25%以上50%未満の法人

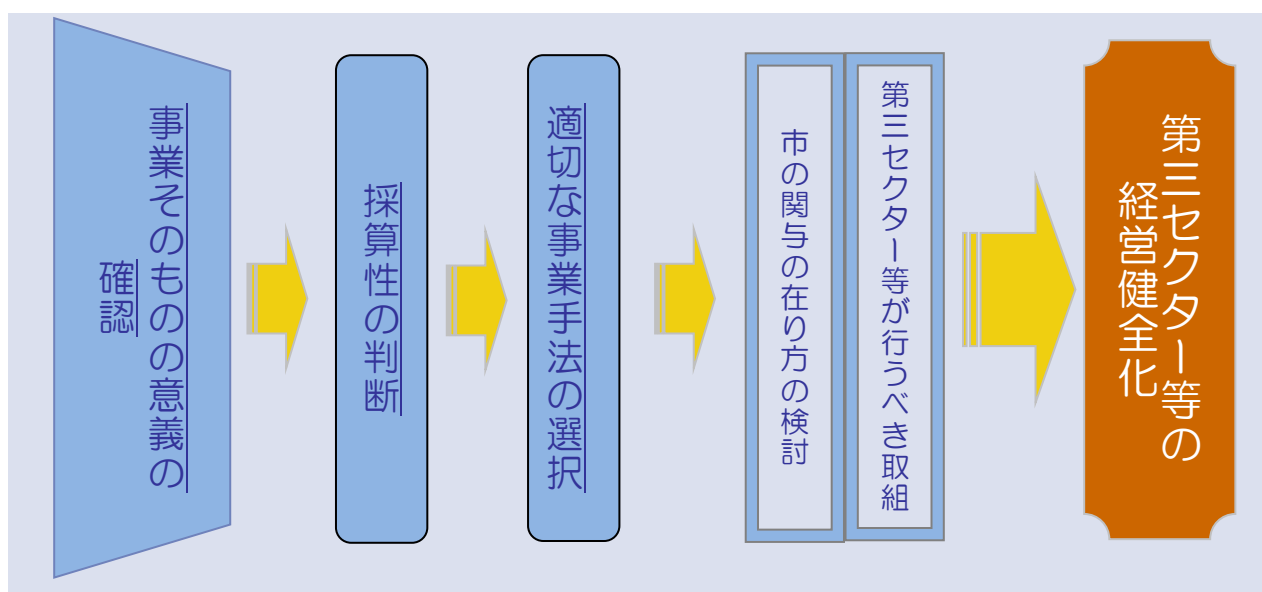
No.	法人種別	法人名	出資等総額 (千円)	市出資等額 (千円)	出資等比率
5	株式会社	カシックス	85,000	25,000	29.41%
6	株式会社	柏崎ショッピングモール	40,000	10,000	25.0%

- * 地方公共団体の監査委員によるチェック対象**
地方自治法第199条第7項（同法施行令第140条の7）により、監査委員は、出資割合が25%以上の法人に対して、補助金等の財政的援助に係るものの監査を行うことができます。
- 議会によるチェック対象**
地方自治法施行令第152条第1項第3号及び第4項第2号の規定により、新潟県柏崎市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例（平成25年条例第42号）を制定し、平成26（2014）年度から出資割合が25%から50%未満の法人も毎事業年度、経営状況を説明する書類を作成し、議会に報告することとしました。

3 市の基本的な考え方

第三セクター等は、柏崎市の行政活動を補完するために設立され、公共性と企業性を併せ持つ組織として、これまで市民福祉の向上・産業振興・文化振興等の重要な役割を果たしてきました。一方で、経営が著しく悪化した場合には、市に多額の財政負担が生じるおそれがあります。そのため、第三セクター等については、事業そのものの意義を改めて確認し、採算性を判断した上、存廃を含めて適切な事業手法を選択し、経営健全化を図る必要があります。

経営健全化を行うに当たっては、国の指針である第三セクター等の経営健全化等に関する指針に基づき進めます。



1 事業そのものの意義の確認

設立した目的を既に達成していないか、公益的な事業が占める割合は適正化か（利益追求的な事業に偏っていないか）、市民ニーズに合致しているかという視点で意義を確認します。

2 採算性の判断

継続的に第三セクター等の経営状況を把握し、将来の見通しを踏まえ、採算性を判断します。なお、経常収支が赤字のもの、債務超過であるものは、採算性が無いものと判断できます。

3 適切な事業手法の選択

第三セクター等が行う事業の意義、採算性及び将来の見通しを踏まえ、第三セクター等以外の手法との比較を行いながら、適切な事業手法を選択します。

事業そのものの意義がなくなりつつある第三セクター等については、清算、民営化、民間売却を視野に入れた検討を行います。

4 市の関与の在り方の検討

第三セクター等の事業の意義、採算性及び事業手法を検討し、市としても将来にわたり継続的に存続が必要とされる法人については、これまで以上に適切な方法での関与が求められます。以下に市の第三セクター等に対する関与の在り方の指針を示します。

▶▶ 1 人的関与の在り方

第三セクター等に対して行う職員派遣については、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）の趣旨を踏まえ、必要最小限に抑える必要があります。また、その必要性も定期的に点検・検証し、目的が達成された場合等においては、引上げを行うなど適切な関与に努めます。

❖ 役員の就任

市の職員は、原則として新たに第三セクター等の役員に就任しないものとします（法令等で定めがある、他の出資者との関係等で地方公共団体の長等が役員に就任する、又は出資（出捐）法人からの特段の要請に基づき就任する場合があります。）。

また、市の職員が退職後、直ちに第三セクター等の役員や管理職に就任し、経営に参画することには慎重を期すとともに、関係法令等の規定を踏まえ、市と法人の適正・対等な関係を維持します。

❖ 職員の派遣

市の施策を推進するなどの特別な場合を除き、市の職員の派遣を行わないものとします。ただし、所管の団体の経営状況等の把握のため、役員会等については、担当課の職員がオブザーバーとして出席し、状況確認を行います。

▶▶ 2 財政的関与の在り方

市の第三セクター等に対する財政的関与については、自立的な運営を促す面から必要最小限とします。

特に、市からの財政的関与が直接第三セクター等の収益に結び付かないように留意する必要があります。

❖ 補助金等の執行、委託事業の取扱い

赤字補填のための出資・補助金等の公的支援は行わないものとします。また、補助金の執行については、公益性が強く非営利性のある法人等への執行を除き、

基本的に行わないこととします。なお、既に第三セクター等の主たる収入が、市の補助金及び受託事業で構成されている場合は、速やかにその対応策を検討し、措置を講ずることとします。

❖ 損失補償又は債務保証

損失補償又は債務保証並びに貸付金の支出については、将来の新たな支出負担リスクを回避する観点から、原則として行わないこととします。

❖ 出資又は出捐

第三セクター等の自立的運営を促すことを目的とし、自立可能な第三セクター等については、市の関与をできるだけ軽減するため、以下の検討を進めます。

- ▶ 出資金又は出捐金の一部、若しくは金額の引上げ
- ▶ 出資金又は出捐金（有価証券）の譲渡、譲与
- ▶ 柏崎市以外の出資者による増資（市の保有率を25%未満の形態にする。）

▶▶ 3 その他

❖ 情報公開

第三セクター等における経営状況等の情報公開については、市民に対する説明責任を果たすため、積極的に行うこととします。ただし、会社法法人たる第三セクター等の情報公開に関しては、株主の利益について配慮する必要があることから、会社法に規定されている情報開示に関する規定と十分照らし合わせながら情報開示に努めるものとします。

情報公開は、毎年度実施するものとし、別紙3「第三セクター等に関する調査票」によりホームページで行います。

❖ 財産等の管理

市有財産の貸付、指定管理、一部業務委託等については、他の団体との公平を期するため、市はその運営や経営状況を常に把握するとともに、適正かつ公正に行われているか管理監督に努めます。

❖ 客観性の確保

第三セクター等の経営健全化を進めるに当たっては、必要により外部の有識者からの意見を聴取するなど、客観性の確保に努めます。

5 第三セクター等が行うべき取組

第三セクター等は、地方公共団体から独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行する法人であり、自立的な運営を目指すには、市の適切な関与のほか、第三セクター等自身の経営努力が必要不可欠です。

第三セクター等は、自立的運営に向けて、以下に示す取組を行うことが重要です。

❖ 人事管理の徹底

- ➡ 各法人の業務の性質・内容を考慮し、変化する社会情勢に対応できる組織機構の改革と徹底した人事管理を推進する。
- ➡ 少子高齢化・人口減等による業務減少や厳しさを増す経営環境に対応するため、必要最小限の人員で業務を行い、適正な定員数を維持するとともに、職員の人材育成を充実させ、スリムで有機的な運営形態の実現を図る。

❖ 職員給与の適正化

- ➡ 職員の給与水準や昇任については、他の外郭団体及び民間同業種等の賃金体系を参考に、給与・報酬等の均衡に配慮する。
- ➡ 特別な資格を有する者を除き、その年齢における市職員の平均給与を上回って職員に支給する場合は、市と協議を行う。

❖ 事務事業の効率化

- ➡ 設立当初の目的や効率性・必要性・有効性等の観点から事務事業を再点検し、不要となった事業の廃止又は整理統合の検討を行う。

❖ 情報公開の徹底

- ➡ 法人活動が公益性・市民ニーズの観点から有用であるか、又は設立目的に沿っているかなど検証・点検し、経営状況を公開する。
- ➡ 情報公開に当たっては、事業内容・財務状況・職員数等を明らかにし、ホームページ等を利用し、市民に分かりやすい形式で行う。

❖ 市の取組への協力

- ➡ 市が第三セクター等の経営健全化を目的とした取組を推進するに当たり、第三セクター等に必要な協力を要請してきたときは、可能な限り、要請に応じる。

6 第三セクター等の経営健全化

公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等は、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には、市の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

特に、市に相当程度の財政的リスクが存在する第三セクター等において、経営が著しく悪化している場合には、抜本的改革を含む経営健全化に速やかに取り組むことが必要です。

▶▶ 1 経営健全化方針の策定と進捗管理

❖ 経営健全化方針の策定

市（所管課）は、第三セクター等の中で、市が出資（原則として25%以上）を行っている法人、損失補償等の財政援助を行っている法人その他経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人のうち、次の（1）から（4）までのいずれかの状態にある場合は、経営悪化状態にあると判断し、速やかに経営健全化方針（別紙2）を策定するものとする。

（1）債務超過法人

貸借対照表上、負債が資産を上回っている法人

（2）実質的に債務超過である法人

事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人。具体的には、貸借対照表上は債務超過ではないが、土地等の資産が購入時よりも値下がりしたことによって、実質的に債務超過になっている法人

（3）市が多大な財政的リスクを有する法人

第三セクター等に対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、柏崎市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25%～15%）に達している法人

（4）その他、経常収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経常収支が2期連続で赤字となっている法人で、経営健全化の取組が必要である法人

❖ 経営健全化方針の内容

市（所管課）は、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」、「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」に留意し、速やかに法人ごとに次の事項を盛り込んだ「**経営健全化方針（別紙2）**」を策定するものとする。

❖ 法人の概要

❖ 経営状況、財政的リスクの現状及びこれまでの市の関与

法人の経営状況、財政的リスクの現状、財政的リスクが高くなった要因などの分析を行う。また、市の財政支援、監査、評価の実施状況などの関与についても盛り込むこと。

❖ 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討

別紙1「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」の
手順により検討を行うこと。

❖ 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応

法人自らの経営健全化のための具体的な対応や市による財政的なリスクへの
対応のための具体的な対応を記載すること。

具体的な対応の記載に当たっては、財政的なリスクを解消させるまでの具
体的なスケジュールを立てること。ただし、今後5年間で財政的なリスクを解消
できない場合には、その理由と今後5年間で財政的なリスクをどのように改善
していくか明記すること。

❖ 経営健全化方針の策定に係る留意事項

経営健全化方針の策定主体は市であるが、当該法人、当該法人の他の出資者及
び利害関係者と調整を行った上で、必要により外部の有識者からの意見を聴取す
るなど、客観性を確保して策定するものとし「第三セクター等の経営健全化方針の
策定に係る留意事項について」の「第三セクター等の経営健全化方針の策定に係るQ
& A」に留意すること。

❖ 経営健全化方針の進捗管理

市は、策定した経営健全化方針に基づく経営健全化の進捗状況について継続
的かつ定期的に把握し、取組状況と進捗状況の評価を行っていく必要がある。

取組状況と進捗状況の評価に当たっては、「第三セクター等の経営健全化等
に関する指針の策定について」における「第三セクター等の経営健全化等に関する
指針」を踏まえ、外部の有識者からの意見を聴取するなど、客観性の確保に努め
るものとする。

取組状況と進捗状況の評価の結果、策定した方針と実績が乖離している場合
は、方針の見直し等を行うことを検討するものとする。

➤ 2 その他

❖ 経営健全化の実施体制

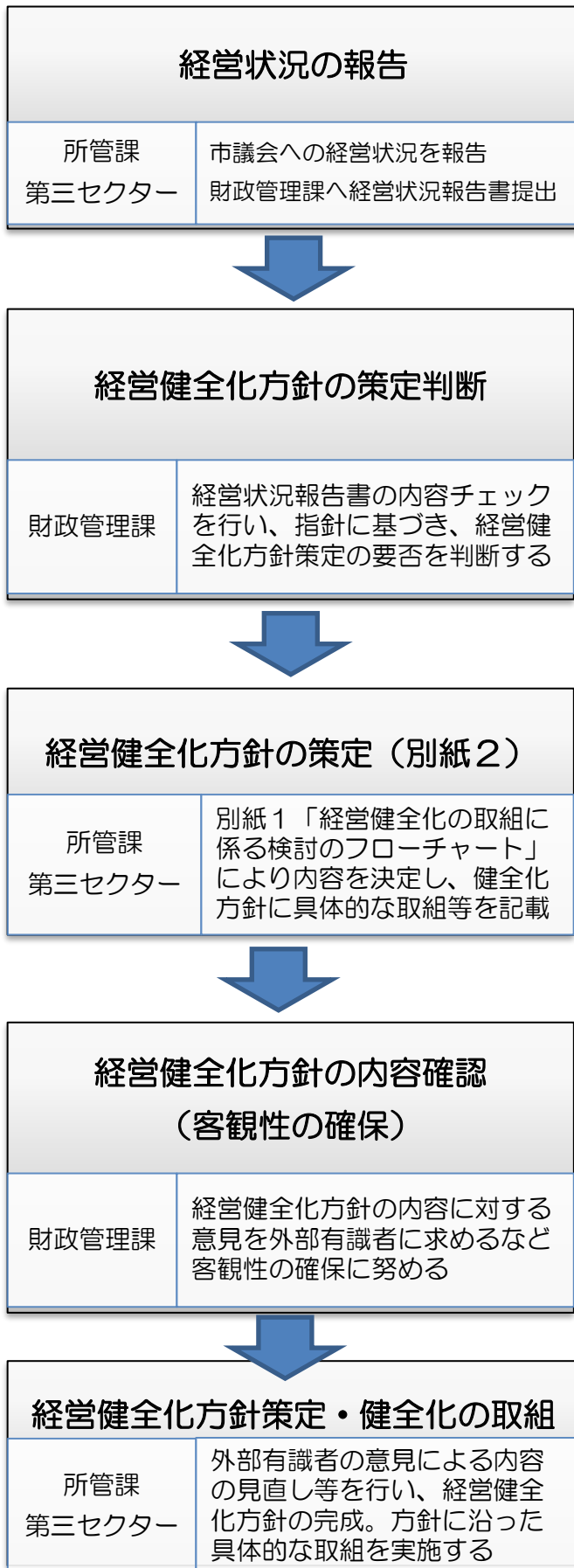
経営健全化を進めるに当たっては、法人所管課が経営健全化方針を策定し、こ
れに基づく具体的な取組を行います。方針の客観性の確保や取組状況の評価に
ついては、必要に応じて財政管理課が外部の有識者から意見の聴取を行います
(経営健全化の実施の流れ(図1)参照)。

❖ 経営健全化方針及び取組状況の公表

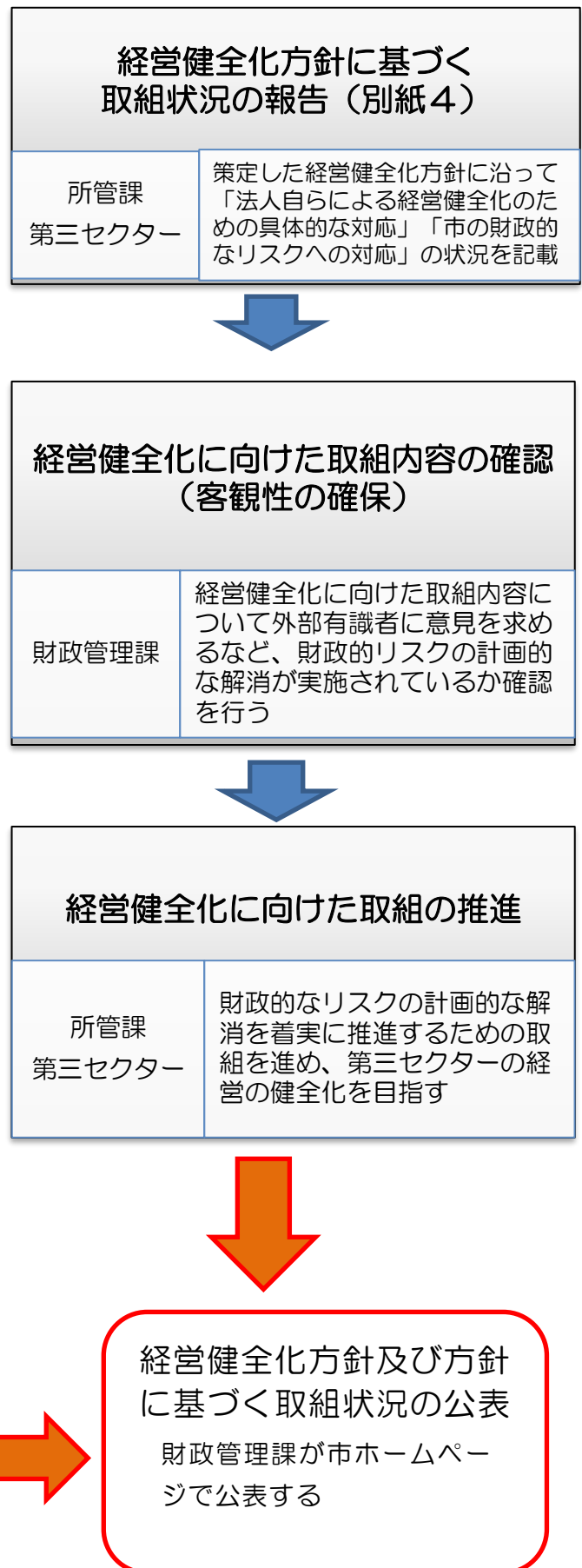
策定した経営健全化方針及び取組状況は、市のホームページ等で公表を行う。
公表する事項については、「経営健全化方針(別紙2)」、「経営健全化方針に基
づく取組状況(別紙4)」とし、策定後、速やかに公表することとする。

経営健全化の実施の流れ

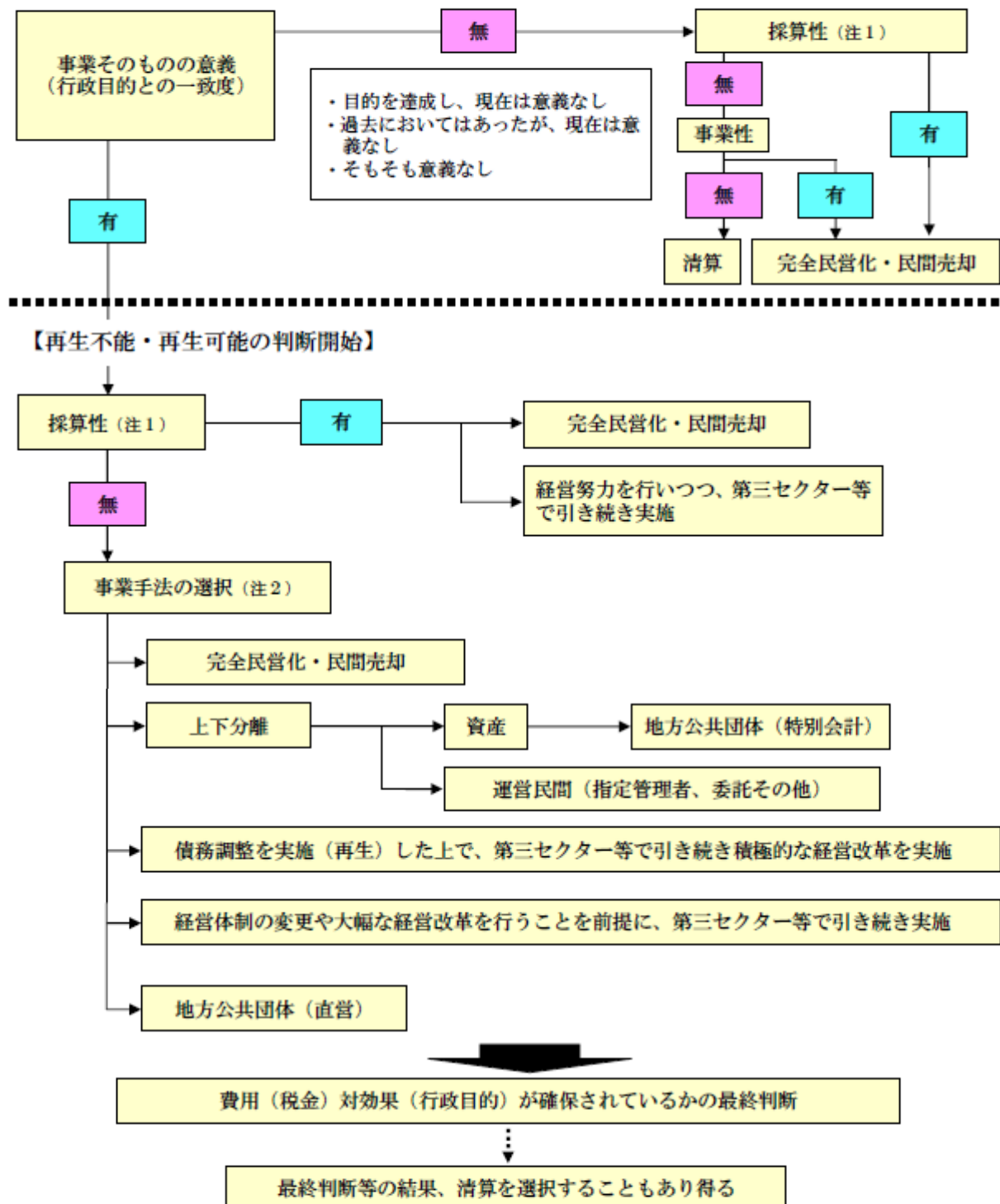
【経営健全化方針の策定の流れ】



【経営健全化方針の進捗管理の流れ】



【抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート】



(注1) 採算性の判断に当たっては、基本的に、指針第3を参照のこと。

(注2) 地方公共団体が、補助金を投入する前提で事業手法の選択を行うべきではない。ただし、性質上第三セクター等の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該第三セクター等の事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等に限って、補助金を投入することもあり得る。

第三セクター等経営健全化方針(参考様式)

この方針は、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方公共団体が、当該第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化のための方針を定めるものである。

1 作成年月日及び作成担当部署

作成年月日
作成担当部署

2 第三セクター等の概要

法人名
代表者名
所在地
設立年月日
資本金 千円【 当該地方公共団体の出資額(出資割合) 千円 (%) 】
業務内容

3 経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与

指針: 第2. 地方公共団体の第三セクター等への関与を踏まえて記載

(例)

法人の経営状況や財政的なリスクの現状□
地方公共団体としての財政支援、監査、評価の実施状況□

4 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討

指針: 第3. 2 抜本的改革を含む経営健全化を踏まえて記載

(例)

指針の別紙2に定める「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」の手順により検討□
(事業そのものの意義、採算性の判断を踏まえ、事業手法の選択等を行う)

5 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応

指針第3. 第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化を踏まえて記載

(例)

法人自らによる経営健全化のための具体的な対応
地方公共団体による財政的なリスクへの対処のための具体的な対応□
財政的なリスクを解消させるまでのスケジュール
ただし、今後5年間で解消できない場合、その理由と今後5年間の改善方針

(参考)

6 法人の財務状況

貸借対照表から	項目	金額(千円)		
		(N-2)年度	(N-1)年度	N年度
	資産総額			
	(うち現預金)	()	()	()
	(うち売上債権)	()	()	()
	(うち棚卸資産)	()	()	()
	負債総額			
	(うち当該地方公共団体からの借入金)	()	()	()
	純資産額			

※ 法人の形態に従って適宜書き換えること

損益計算書から	項目	金額(千円)		
		(N-2)年度	(N-1)年度	N年度
	経常収益			
	経常費用			
	経常損益			
	経常外損益			
	当期純損益			

年度 第三セクター等に関する調査票

1 基本情報

所管部署: 部・局 課・室

名称			
所在地	〒 新潟県柏崎市	電話番号	
		ホームページ	
設立年月日	年	月	日
事業内容			

2 資本金

資本金	千円	市出資(出捐)金	千円	市出資割合	
-----	----	----------	----	-------	--

3 財務状況

単位:千円

貸借対照表	項目	金額(千円)		
		年度	年度	年度
	資産合計			
	負債合計			
	純資産			

単位:千円

損益計算書	項目	金額(千円)		
		年度	年度	年度
	経常収益			
	経常費用			
	(うち減価償却費)	()	()	()
	経常利益(損失)			
	特別利益			
	特別損失			
	当期利益(損失)(税引後)			

4 役職員の状況

単位:人

役職員の状況	総数	内訳		
		市退職者	市出向者	その他
役員数(うち非常勤)	0()	0()	0()	0()
正規職員数	0	0	0	0

5 第三セクター等への関与の状況

(1) 公的支援(フロー)

単位:千円

項目	金額(千円)			備考
	年度	年度	年度	
補助金				
委託料				
その他				
合計	0	0	0	-

(2) 公的支援(ストック)

単位:千円

項目	金額(千円)			備考
	年度	年度	年度	
短期貸付金残高				
長期貸付金残高				
損失補償契約に係る債務残高				
債務保証契約に係る債務残高				
出資金				
その他				

6 特記事項

--

令和（ ）年度 経営健全化方針に基づく取組状況

1 基本情報

所管部署:

名称				
所在地			電話番号	
			ホームページ	
設立年月日				
事業内容				
資本金	千円	市出資(出捐)金	千円	市出資割合

2 経営健全化方針を策定した理由

--

3 財政的リスクの状況

(決算状況)

単位:千円

	R ()年度	R ()年度	R ()年度	R ()年度	R ()年度
債務超過額(千円)					

4 主な取組状況(令和()年3月現在)

【法人自らによる経営健全化のための具体的対応】

【市が行った財政的リスクへの対処のための対応】

5 法人の財務状況

(決算状況)

(貸借対照表から)

単位:千円

項目	R ()年度	R ()年度	R ()年度	R ()年度	R ()年度
総資産額					
(うち現預金)					
(うち売上債権)					
(うち棚卸資産)					
負債総額					
(うち市からの借入金)					
純資産総額					

(損益計算書から)

単位:千円

項目	R ()年度	R ()年度	R ()年度	R ()年度	R ()年度
経常収益					
経常費用					
経常損益					
経常外損益					
当期純損益					

6 外部有識者の意見

--

7 今後の方針

「3 市の基本的な考え方」で示した事業の意義、採算性の検討に基づき、適切な事業手法を選択し、市として適切な対応に努め、第三セクター等の一層の経営健全化に努めます。

また、市として以下の方針により、第三セクター等との関与の見直しを行っていきます。

❖ 新規の第三セクター等の設置

基本的に市の出資額が25%以上の新たな第三セクター等の出資（設置）は行いません。

また、政府系金融機関の支援を受けるために、やむなく市が出資する場合においても、その損失補償及び債務保証については、市及び市長は関与しないこととし、設立時及び政府系金融機関の融資の前提条件にもその点に配慮することを明記させるものとします。

❖ 民間活力の導入及び行政事務の第三セクター等への移管について

業務の民営化及び事務事業の第三セクター等への委託等については、十分に関係法令や先進事例を検討した上で計画を作成することとします。

❖ 第三セクター等の活用

市が直接に事務事業を執行する手法だけでは、市民が必要とするサービスの提供や施策の展開が困難となる場合にあっては、第三セクター等の有効な活用により、これらの課題を克服する可能性があるかを検討します。

❖ 第三セクター等以外の出資及び出捐団体の取扱い

所期の目的が達成され、市が所有している必然性がないと認められた第三セクター等以外の出資・出捐団体については、有価証券等を処分する方向で検討を進めます。



第三セクター等に関する指針

平成22（2010）年3月 初版策定

平成29（2017）年1月 一部改正


平成30（2018）年4月 一部改正

令和 2（2020）年1月 一部改正

令和 6（2024）年3月 一部改正

柏崎市財務部財政管理課

〒945-8511 新潟県柏崎市日石町2番1号

 0257-23-5111（代表）

 <http://www.city.kashiwazaki.lg.jp>